

研修案内

お申込み・
お問合わせ先

情報研修課 TEL 019-621-5390
FAX 019-621-5480
E-mail kenshu@joho-iwate.or.jp
URL <http://www.joho-iwate.or.jp/kenshu>

大企業は対象外となっております。

経営者大学 トップマネジメントセミナー

県内企業の経営事例を紹介するとともに、2005年の経営環境、経営課題について解説します。

日程 平成17年1月12日 13:30～18:30
会場 盛岡市山王町・岩手県自治会館

受講料 約8,000円
(受講者数により変動・定員30名で約半額)
情報交換会 / 希望者のみ / 会費:3000円

13:30～15:00

《経営体験事例》

夢の実現に向けて

～ミルクとワインとクリーンエネルギーの町
くずまきの挑戦～

講師 中村 哲雄

【葛巻町長・葛巻町畜産開発公社理事長
葛巻高原食品加工(株)社長】

15:00～18:30

《景況見通しと経営課題》

第一部 2005年の経営環境を読む
第二部 2005年の経営課題

業界情報交換

講師 石黒 重光【(株)エム・イー・エル】

消費税が変わりました

主な改正点

事業者の免税点の引き下げ

納税義務が免除される課税期間の基準期間における課税売上高の上限が1,000万円(改正前3,000万円)に引き下げられました。

簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度を適用することができる課税期間の基準期間における課税売上高の適用上限が5,000万円(改正前2億円)に引き下げられました。

適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用されています。したがって、個人事業者は平成17年分の申告から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分の申告から適用されます。

新たに消費税の課税事業者(申告・納付が必要な事業者)となる個人事業者や法人は、次の手続等が必要です。

- ① 「消費税課税事業者届出書」の提出
- ② 消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保存
なお、課税事業者が消費者に価格表示する場合には、総額(税込価格)にて表示することが義務づけられています。

消費税の納付に備えて納税資金を積み立てておく安心です。記帳の仕方や消費税の仕組み等についてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署や税務相談室までご相談ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

産業情報いわて 2004年12月10日(毎月10日発行)

発行 (財)いわて産業振興センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通二丁目9-1(マリオス7階) TEL.019(621)5389 FAX.019(621)5480

E-mail joho@joho-iwate.or.jp URL <http://www.joho-iwate.or.jp/>

編集印刷 川嶋印刷(株)

2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。

PRINTED WITH
SOYINK
Member of America Soybean Association